**指定給水装置工事事業者のみなさまへ**

**<更新手続きのご案内 ： 上市町建設課上下水道班より大切なお知らせ>**

|  |
| --- |
| **指定給水装置工事事業者は**  **５年ごとの更新が必要となりました** |

水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月１日より指定の更新制が導入されました。

指定の有効期間が、従来の『**無期限**』から『**５年間**』となります。

旧制度で指定を受けた日によって更新までの有効期限が異なります。下記表をご確認のうえ、更新手続きをお願いします。期限内に更新申請がなされない場合は、失効となります。

|  |  |
| --- | --- |
| **指定を受けた日** | **初回更新までの有効期間** |
| **平成10年4月1日～平成11年3月31日** | **令和２年９月29日までの１年間** |
| **平成11年4月1日～平成15年3月31日** | **令和３年９月29日までの２年間** |
| **平成15年4月1日～平成19年3月31日** | **令和４年９月29日までの３年間** |
| **平成19年4月1日～平成25年3月31日** | **令和５年９月29日までの４年間** |
| **平成25年4月1日～令和元年９月30日** | **令和６年９月29日までの５年間** |

**更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途郵送にてお知らせいたします。**

**なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでお気をつけ下さい。**

**●指定更新の要件は、新規指定と同様（水道法第25条の３及び省令第20条）となります**

①給水装置主任技術者の選任

②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

**○必要提出書類**（新規申請書類と同様）

・指定給水装置工事事業者指定更新申請書

・身分証明書

・誓約書（欠格条項に該当しない者であることを誓約する）

・個人の場合：住民票の写し

法人の場合：商業登記簿謄本及び定款

・機械器具調書（工事の施工に必要な設備及び機材）

・機械器具の写真（カラー）

・営業所の平面図及び付近見取図

・営業所の写真（全景カラー）

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

・給水装置工事主任技術者名簿及び資格証の写し

**※以下は任意**（確認内容は水道利用者に向けて公表）

・外部研修の受講証等の写し

・給水装置工事配管技能者、配管技士等名簿及び資

格証の写し（分水栓からメーターの施工を行う場合のみ）

・その他確認事項（左記◎3項目についての確認書類）

**◎指定を更新時に以下の項目について確認を行います**

１、指定給水装置工事事業者の業務内容

（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）

２、給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

３、適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

（過去１年以内）

**○指定更新手数料**（上市町水道事業給水条例第33条）：

**３，０００円／件**

|  |
| --- |
| **◇更新申請についてのお問い合わせ**  　　上市町 建設課 上下水道班  　　電話：076-472-4646 　FAX：076-472-3902 |